

物品・委託等の入札等に
参加される皆様へ

物品等入札参加資格についての注意点

物品等入札参加資格について、代表者や所在地、年間代理人などに変更が生じた場合の入札参加に当たっては、下記の事項に留意してください。

記

登録事項に変更が生じた場合、

速やかに変更手続きを行ってください。

変更手続きが完了しないまま、入札に参加することはできません。

株主総会・取締役会等の
動向に注意！！

- ・変更手続きは、「ちば電子調達システム」により行うことができます。システムへの入力後「入札参加資格記載事項変更届」を印刷し、千葉県電子自治体共同運営協議会の共同受付窓口に提出してください。
- ・提出書類が共同受付窓口に到着後に審査を行い、審査が完了すると、変更内容が「電子入札システム」に反映されます。
- ・変更事項によっては、変更内容を証明する書類等を添付していただきます。
- ・提出書類に不備がある場合には、補正の指示等の連絡をしますので、速やかに対応願います。

入札期間中に変更が生じた場合 要注意

- ・変更した内容を、入札の発注所属に必ず連絡してください。
入札の日程により、参加できない場合がありますのでご留意ください。
- ・入札に係る書類には、変更後の内容を記載してください。

その他詳細（申請マニュアル等）については、「ちば電子調達システム」ホームページを御覧ください。（URL：<https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>）
資格登録・変更届等送付先
〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁南庁舎2F
千葉県電子自治体共同運営協議会 電話 043-441-5551

変更手続きが完了しないまま入札に参加した場合 要注意

・変更手続きが完了しないまま入札に参加した場合、「千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準」に基づき指名停止が行われることがあります。指名停止となった際には、一定期間入札に参加することはできません。

資格に関する問合せ先
〒260-8667
千葉市中央区市場町1-1
千葉県総務部管財課調達指導班
電話 043-223-2211